11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号田老北地区道路工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

○第２号

1　工事名　国道45号白井地区道路工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　岩手県下閉伊郡普代村第16地割～九戸郡野田村野田秋田地内

3　工事内容　掘削工Ｖ＝306,000㎥、盛土工Ｖ＝14,000㎥、法面工Ａ＝34,000㎡、地盤改良工１式、石・ブロック積（張）工１式、擁壁工１式、排水構造物工１式、函渠工Ｎ＝１基、工事用道路工１式、仮橋・仮桟橋工１式、土留・仮締切工１式、（白井トンネル工）Ｌ＝2,058m、（力持高架橋）橋台工Ｎ＝２基、橋脚工Ｎ＝２基、（野田ＩＣ橋）橋台工Ｎ＝１基、橋脚工Ｎ＝５基、（オンランプ橋）橋台工Ｎ＝２基、（オフランプ橋）橋台工Ｎ＝２基、（野田村跨道橋）橋台工Ｎ＝２基

4　工期　契約締結日の翌日から平成30年２月16日まで

5　申請の時期　平成26年９月８日から平成26年９月19日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年９月８日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２－１、２－２、３－１、３－２を使用して作成すること。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）５建設工事の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年３月31日付け公示６建設工事に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　平成11年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐及び㋑の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者が下記㋐の実績を有している他に、代表者を含む構成員の何れかが下記㋑の実績を有すること。各構成員が下記㋐又は㋑何れかの実績を有すること。

㋐　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の⒜から⒞の要件を満たす施工実績。

⒜　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上であること。

⒞　当該施工実績が適切なものであること。

ただし、⒜から⒞は同一トンネルでの施工実績であること。

㋑　道路改良工事で、次の⒜及び⒝の要件を満たす施工実績。

⒜　掘削又は切土量が100,000㎥以上の施工実績を有すること。

⒝　当該施工実績が適切なものであること。

ただし、⒜及び⒝は同一工事での施工実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。